

規制影響分析書要旨

規制の名称	医療機関における標榜診療科名の限定列挙方式から包括的に規定する方式への規制緩和	
主管部局・課室	医政局 総務課	
関係部局・課室	医政局 歯科保健課	
評価実施時期	平成20年1月	
規制の新設・改廃の内容・目的	標榜診療科名を、「内科」、「外科」、「循環器科」などの一部の診療科名のみ限定している現在の方式から、「循環器内科」、「腎臓内科」など一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改め、標榜できる診療科名を拡大するもの。 これによって、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を支援するものである。	
	(根拠条文)	医療法(昭和23年法律第205号)第6条の6第1項
想定される代替案	医療機関における診療科名の広告規制については廃止する。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	新たな費用の増減は発生しない。	新たな費用の増減は発生しない。
(行政費用)	新たな費用の増減は発生しない。	新たな費用の増減は発生しない。
(その他の社会的費用)	新たな標榜診療科名を広告する場合、医療機関に看板の書き換え等の費用負担が生じる。	新たな標榜診療科名を広告する場合、医療機関に看板の書き換え等の費用負担が生じる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	国民においては、詳細な診療科名を標榜できるようになることにより、受診する医療機関に関する情報をより詳細に入手することが可能となる。	国民においては、詳細な診療科名を標榜できるようになることにより、受診する医療機関に関する情報をより詳細に入手することが可能となる。

	(医療機関への便益)	医療機関においては、得意とする専門領域をより詳細かつ具体的に表示することが可能となり、患者及び国民に対して多様なサービスを提示することが可能となる。	医療機関においては、得意とする専門領域をより詳細かつ具体的に表示することが可能となり、患者及び国民に対して多様なサービスを提示することが可能となる。
分析結果	本規制緩和において、想定される費用は広告のための費用のみであるが、国民が医療機関に関するより詳細かつ適切な情報を入手することが可能になること、医療機関が多様なサービスを提示することが可能になるなどの便益がある。一方、診療科名の広告規制を廃止してしまうと、適切な医療機関の選択という観点からは、医療に関する知識の少ない患者・国民側に大きな混乱が生じる。よって、規制の廃止に比して規制緩和の方が国民、医療機関の受ける便益は大きく、適切な手段であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	医道審議会医道分科会診療科名標榜部会における審議の結果、平成19年9月21日に「標榜診療科名の表記方法について(意見書)」が取りまとめられ、上記の規制緩和に関して意見を頂いているところ(内容については上記内容と同一)。		
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	常設されている医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において、施行の状況について検討を加えるとともに、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。		
備考	—		